

平成27年度保育料徴収基準額設定の考え方(案)

【階層】

- ◆現基準は、国基準と同じ階層数（8階層）であり、階層の幅が大きいため同階層でも所得に大きな違いが生じる。
- 新基準では、国基準の1号と2・3号の階層を基に設定すると11階層となり、更に市民税課税額の上り幅が大きい階層を細分して均等化し、16階層の設定を検討する。

【保育標準時間の基準額】

- ◆現基準額は、8:30～16:30までの金額であり、これを超える時間は別途延長保育料を徴収している。
- 新基準額の設定については、国が保育標準時間を11時間と定めていることから、現行の「保育料+延長保育料」を目安として、まず標準時間の基準額の設定を検討する。

【保育短時間の基準額】

- 保育短時間の基準額は、標準時間の基準額から国基準における差額を引いた金額とすることを検討する。

【軽減方法】

- ◆現基準額は、国基準に対して高階層ほど軽減率が高くなっており、低階層の軽減率が他市に比べ低い設定となっている。
- 新基準額は、より適応性のある基準額とするため、まず該当世帯の多い階層（国4階層）を標準階層として検討し、低階層及び高階層に対しては標準階層より高い軽減率を適用することを検討する。

【2号、3号の基準額】

- ◆現基準額は、3歳未満児と以上児の差額が、国基準における差額より高額に設定されている。
- 新基準額は、未満児保育にかかる保護者の負担を軽減するため、2号の基準額に国基準における差額程度を足した金額を3号の基準額とすることを検討する。

【1号の基準額】

- ◆現在は、幼稚園就園奨励費を交付し、保護者の負担軽減を図っている。
- 新基準額は、現行の幼稚園就園奨励費による負担軽減後の実質負担額を目安に、国基準と突合しながら検討する。